

資料 2

広陵町総合計画後期基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第4次広陵町総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定に当たり、広陵町総合計画後期基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事務を所掌する。

- (1) 後期計画策定に関わる助言、提言を行うこと。
- (2) その他後期計画の策定に必要な事項に関する事。

(委嘱)

第3条 懇話会の委員は、25人以内で組織し、学識経験を有する者及び公募による町民のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から後期計画の策定が終了するまでとする

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、町長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第6条 委員への謝礼は、会議1回につき2,000円とし、会議開催後毎に支払うものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、後期計画限り、その効力を失う。